

令和4年度 商店街組織の運営支援事業募集要項

(第2版)

【事業の趣旨】

- 本事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって長期的な影響を受けている県内の商店街組織（法人格を有する者に限ります。）に対し、その運営費用の一部を予算の範囲内で補助するものです。
- 「コロナ禍前の支出規模」に応じ、商店街等の施設の維持・修繕・管理費用の一部として、定額を補助します。

【募集期間】

令和4年5月13日（金）～ 令和4年11月30日（水）

（広島県庁宛て当日消印有効）

※ 予算額の関係上、上記期間の終了よりも前に募集を打ち切らせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

広島県 商工労働局 経営革新課 経済団体グループ

所在地：〒730-8511 広島市中区基町10-52

メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

電話：082-513-3328

ファックス：082-222-5521

令和4年6月

広島県

第1版：令和4年5月13日（金）公表

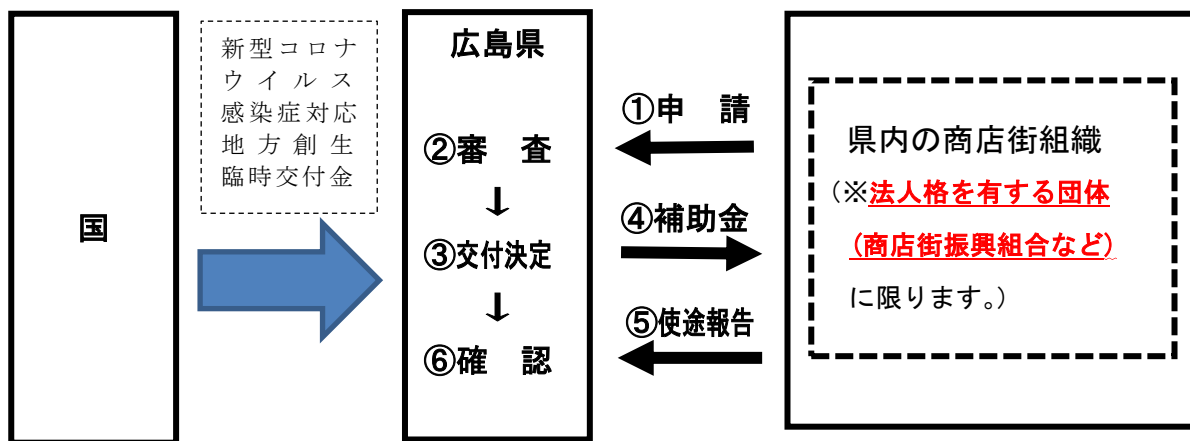
第2版：令和4年6月10日（金）公表

I 事業目的

本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によって、運営費用の確保に苦慮する等の影響を受けている県内の法人格を有する商店街組織（※）に対し、**商店街等の施設の維持・修繕・管理費用の一部を補助**することにより、**商店街の活気を取り戻すための取組みを後押しするとともに、地域住民が安全で安心に商店街を利用できる環境の維持につなげることを目的**としています。

※ ①いわゆる連合会組織、②大規模小売店舗の設置者やテナントによる組織は本事業の対象に含まれません。

II 事業のおおまかな流れなど



III 事業内容

1. 補助対象者

県内の法人格を有する商店街組織（※）

※ ①いわゆる連合会組織、②大規模小売店舗の設置者やテナントによる組織は含まれません。

【商店街組織】

・商店街、共同店舗又は問屋街です（※1，2）。

※1： 共同店舗等（大規模小売店舗を除きます。）については、入居店舗の多くが中小企業者であり、地域の暮らしを支える生活基盤を担っていることが明らかとなっていることが必要です。

※2： 問屋街については、不特定多数の一般消費者を対象として事業を行い、開場時間が極めて限定的ではないことが明らかとなっていることが必要です。

2. 補助対象と金額

(1) 商店街等の施設の維持・修繕・管理費用の一部です。

詳しくは「3. 補助対象経費」をご覧ください。

(2) 補助額

「コロナ禍前の支出規模」(※)に応じて定額を補助します。

具体的には次のとおりです。

(支出規模)	(補助額)
① 300万円未満	⇒ 10万円
② 300～1,000万円	⇒ 20万円
③ 1,000～2,000万円	⇒ 50万円
④ 2,000万円超	⇒ 70万円

※1 支出規模に含まれる経費は、経常的な経費及び公租公課に係るものを指します。したがって、特別損失に係る経費は含まれません。

2 「コロナ禍前」とは、「令和2年2月以降の月を含まない会計年度」の中で、一番新しい会計年度を指します。

例えば、会計年度が4月～3月の場合、令和2年2月は会計年度としては「令和元年度（平成31年度）」に含まれますので、これを除いた中で一番新しい会計年度である「平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）」の支出規模に応じて定額を補助します。

3. 補助対象経費

(1) 補助金の**交付決定の日以降**に支払われる次の経費が対象となります。

次表に掲げる商店街等の施設の維持・修繕・管理費用（**消費税を除く**）。ただし、備品等を購入する場合、その取得価格又は効用の増加価格が単価で30万円未満でなければなりません。

補助対象経費
アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を維持向上させるための施設又は設備に係る維持・修繕・管理に要する費用（ 消費税を除く ）

なお、**これらに該当しない経費**に充てた補助金は、補助目的以外の支出に該当するため、**県に返還しなければなりません**。

補助対象経費に該当するかどうかは、あらかじめ十分に確認してください。

不安な場合は、県にご相談ください。

(2) 補助対象経費の具体例

ア 上記施設等を維持・管理するための光熱費等

(例) 街路灯や防犯カメラの電気代、商店街の**専用**事務所(※)の光熱費
備品倉庫の賃借料

商店街施設やその街路等の清掃に要する費用（清掃用具購入費や委託費）
など。

※ 組合員の店舗で商店街の事務を行っている場合、当該店舗の光熱費は
補助対象となりません。

イ 上記施設等を維持・修繕するための費用

(例) 老朽化等によるアーケードの修繕・塗装，路面舗装。

街路灯の電灯の買替（単価30万円**未満**に限ります。）

駐車場の施設の修繕費用（区画の塗装，発券機の修理等）など

ウ その他商店街施設の維持に必要な経費

(例) 商店街施設に関する損害保険料（※）など。

※ 貯蓄型保険は対象となりません。また、各種イベントを対象とした損
害保険料も対象となりません。

(3) 備品等の購入について

補助対象となる備品等としては、街路灯の電灯や防犯カメラ等が考えられま
すが、それ以外のものは「商店街等の機能を維持向上させるための施設又は設
備に係る維持・修繕・管理」に必要であるかどうかで判断されます。

備品等を購入される場合には、あらかじめ県にご相談ください。

(4) 補助対象経費に**該当しない**例  **県への返還対象となるので要注意！！**

(例)

- 商店街事務局の職員の人件費
- 各種イベントの費用
- 30万円以上の備品
- 消費税
- 飲食費（お茶代も含む。）
- 公租公課
- 貯蓄型保険料
- 各種イベントを対象とした損害保険料

など。

IV 申請手続き

1. 交付申請書類及び添付資料

(商店街振興組合の場合)

- | | |
|---|----|
| ①交付申請書(別記様式第1号)【必須】 | 1部 |
| ②令和2年2月以降の月を含まない会計年度のうち、直近の会計年度に関する財務諸表【必須】 | 1部 |
| ③振込先口座の通帳の写し【必須】
(口座名義人、口座番号の確認のため) | 1部 |

(商店街振興組合以外の組織の場合)

上記①～③に加え

- | | |
|-----------------------|----|
| ④法人登記簿(発行から3か月以内)【必須】 | 1部 |
|-----------------------|----|

なお、上記①～④以外にも申請要件の確認のために追加資料等の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

2. 提出方法

(1) 商店街振興組合の場合

いったん**県商店街振興組合連合会**に**メール・郵送等**で提出してください。

(県商店街振興組合連合会を経由して県に提出されます。)

郵送の場合、「**商店街運営補助金申請書在中**」とご記載ください。

広島県商店街振興組合連合会

郵送先：〒730-0011 広島市中区基町5-44

広島商工会議所ビル6階

広島県中小企業団体中央会内

電話：082-228-0926

メールアドレス：別途お問い合わせください。

(2) (1) 以外の団体の場合

県に郵送いただくとともに、申請書の電子データ(エクセル)をメールにて下記(3)のアドレスまで送信してください。

タイトルは、「**【商店街運営補助金申請】**」をお願いします。

(3) 交付申請書類等提出先及び問い合わせ先

広島県 商工労働局 経営革新課 経済団体グループ

所在地：〒730-8511 広島市中区基町10-52

メールアドレス：syokeiei@pref.hiroshima.lg.jp

電話：082-513-3328

ファックス：082-222-5521

3. 審 査

提出された書類に基づいて、交付要件に該当するか否か等を確認の上、補助金額を決定します。

審査に当たっては追加で資料の提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

4. 交付決定の通知・補助金の支給

審査の結果については、後日、広島県から交付申請者あてに通知します。

また、交付決定者は[広島県ホームページで公表](#)の上、補助金を支給します。

V 使途報告等

1. 使途の記録と提出

補助金の使途は、[証拠書類（請求書や領収書等）を整備](#)の上、別記様式第4号にその都度正確に記録し、補助金を使い切った後、遅滞なく、県に提出してください。

2. 書類の保管

提出した書類の原本や写しは、補助金を使い終わった日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければなりません。

3. 途中経過の報告

令和4年11月時点で補助金を使い終わっていない団体には、[令和4年12月中を目途に](#)、別記様式第4号（12月中までの支出状況を記載したもの）を提出いただく予定です。ご承知おきください。

VI その他

1. 規則等の遵守について

本補助金の使用に当たっては、広島県補助金等交付規則及び商店街組織の運営支援事業費補助金交付要綱の規定を遵守する必要がありますので、ご留意ください。

2. アンケートのお願い

この補助金の交付を受けた皆様には、[県の商店街振興施策の参考とするために、別途アンケートをお願いさせていただきます](#)。予定ですのでご協力いただきますよう、お願いします。

以 上